

平成30年東松島市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成30年2月23日(金)
午後1時30分
場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

- 1 出席確認
- 2 開会宣言
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育行政報告
- 6 議事
 - (1) 承認第1号 専決処分した事件(平成30年度一般会計予算(教育委員会事務に係る部分))の承認について
 - (2) 承認第2号 専決処分した事件(東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について)の承認について
 - (3) 議案第3号 東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第4号 東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
 - (5) 議案第5号 東松島市遠距離通学補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
 - (6) 議案第6号 東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の制定について
 - (7) 議案第7号 東松島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について
 - (8) 議案第8号 東松島市教育基本方針について
 - (9) その他
- 7 閉会宣言
- 8 その他報告事項
 - 小・中学校児童生徒状況について(平成30年1月分)
 - 教育委員会行事予定表(平成30年3月分)について
- 9 散 会

平成30年2月23日

平成30年 第2回 東松島市教育委員会定例会議案

- 承認第1号 専決処分した事件（平成30年度一般会計予算（教育委員会事務に係る部分））の承認について P1
- 承認第2号 専決処分した事件（東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）の承認について P2
- 議案第3号 東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について P3
- 議案第4号 東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について P4
- 議案第5号 東松島市遠距離通学補助金交付要綱の一部を改正する訓令について P6
- 議案第6号 東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の制定について P7
- 議案第7号 東松島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について P16
- 議案第8号 東松島市教育基本方針について P19

東松島市教育委員会

承認第1号

専決処分した事件（平成30年度一般会計予算（教育委員会事務に係る部分））の承認について

このことについて、東松島市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求める。

平成30年2月23日 報告

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

承認第 2 号

専決処分した事件（東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

このことについて、東松島市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求める。

平成 30 年 2 月 23 日 報告

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

議案第3号

東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について

東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

東松島市教育委員会事務局職員及び市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成21年東松島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「市立学校教職員」を「東松島市立学校教職員」に改める。

第1条中「第3号」を削る。

第2条第5号中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第3条を次のように改める。

（職務に専念する義務の免除の承認）

第3条 東松島市教育委員会事務局職員が、条例第2条第1号及び第2号並びに前条各号に該当するものとして職務に専念する義務の免除を受けようとする場合の
手続は、東松島市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年東松島市規則第15号）に準ずるものとする。

2 東松島市立学校教職員が、条例第2条第1号及び第2号並びに前条各号に該当するものとして職務に専念する義務の免除を受けようとする場合は、職務専念義務免除申請書（様式第1号）を所属長経由により遅滞なく教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育長が別に定める場合にあつては、職務専念義務免除整理簿（様式第2号）により所属長が承認できるものとする。

第4条の見出し中「教育委員会」を削り、同条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第1号中「関する」を「関係する」に改め、同条第3号中「恐れ」を「おそれ」に改める。

様式第1号中「市立学校教職員」を「東松島市立学校教職員」に、「時間」を「時間 分」に改め、「日間」を削る。

様式第2号中「

日
時間

」を「

時間
分

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

（東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令）

第 1 条 東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱（平成 29 年 3 月 17 日教育委員会訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 7 条関係)

コミュニティ・スクール推進事業補助金実績報告書

年 月 日

東松島市長 様

申請者 住所 東松島市

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称 コミュニティ・スクール推進事業補助金
- 2 補助金交付決定済額 金 円
- 3 補助事業所要額 金 円
- 4 差引き過不足額 金 円
- 5 事業の目的
- 6 事業の実績 会議（研修会）日時や出席者数等も記載のこと。

事業名	内 容

7 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	当初予算額	流用・補正額	予算現額	決算額	不用額	備考
補助金						
その他						
計						

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	当初予算額	流用・補正額	予算現額	決算額	不用額	備考
計						

(東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令)

第2条 東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱(平成29年3月17日教育委員会訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中、「各小中学校の所在する学区毎の地域住民及び各学校に在籍する児童生徒の保護者並びに教育関係者等で構成された団体(以下「団体」という。)」を「次条で定める団体」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「団体が第5条の規定による交付決定」を「検討団体が第6条の規定による補助金の交付決定」に改め、「教育委員会が東松島市学校運営協議会規則(平成26年東松島市教育委員会規則第6号)で規定する」を削り、同条第2項中「第5条」を「第6条」に改め、第3項中「第5条」を第6条に改め、同条を第12条とする。

第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「30万円を上限とする」を「145,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中、「必要な事務費」の次に「並びに事業費」を加え、同条第2項中、「食料費」の次に「保険料、備品購入費」を加え、同条を第4条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「団体」という。)は、次の各号のいずれかとする。

(1) 東松島市学校運営協議会規則(平成26年東松島市教育委員会規則第6号)で規定する学校運営協議会(以下「学校運営協議会」という。)

(2) 各小中学校の所在する学区毎の地域住民及び各学校に在籍する児童生徒の保護者並びに教育関係者等で構成された学校運営協議会設置を検討するために設立された団体(以下「検討団体」という。)

同条第2項中「第6条」を「第7条」に改め、第3項中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第1号中、「第4条」を「第5条」に改める。

様式第2号中、「第5条」を「第6条」に改める。

様式第3号中、「第6条」を「第7条」に改める。

様式第4号中、「第6条」を「第7条」に改め、「2 補助金変更交付決定額 金 円」の次に「3 変更承認の内容」を加える。

様式第5号中、「第7条」を「第8条」に改める。

様式第6号中、「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第 5 号

東松島市遠距離通学補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

東松島市遠距離通学補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市遠距離通学補助金交付要綱の一部を改正する訓令

東松島市遠距離通学補助金交付要綱(平成 17 年教育委員会訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要綱」を「訓令」に改める。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、東松島市教育委員会学区外就学等に係る許可基準（平成 18 年教育委員会訓令甲第 13 号）第 1 条の規定により学区外就学又は区域外就学をしている者若しくはスクールバスを利用している者を除く。

第 4 条中「補助対象者」の次に「を養育する者」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

議案第 6 号

東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の制定について

東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱

（設置）

第 1 条 東日本大震災に起因する心の問題等により、学校生活に困難がある児童生徒の学びの場、学校復帰や社会的自立を目指す児童生徒の居場所づくりを行い、もって不登校傾向及び不登校状態にある児童生徒並びにその保護者への支援の充実を図るため、東松島市子どもの心のケアハウス（以下「ケアハウス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 ケアハウスの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
東松島市子どもの心のケアハウス	東松島市矢本字河戸 3 4 2 番地 2

（業務内容）

第 3 条 ケアハウスは、次に掲げる業務を行う。

- （1）児童生徒及びその保護者を対象とした不登校に関する教育相談業務
- （2）児童生徒の心のケアを行う「心のサポート機能」に関する業務
- （3）早期学校復帰を図るための支援を行う「適応サポート機能」に関する業務
- （4）学校に登校できないでいる児童生徒の学習支援を中心とした「学びサポート機能」に関する業務
- （5）前 4 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める業務

（通所対象者）

第 4 条 ケアハウスの通所対象者は、東松島市内の小中学校に在籍し、東日本大震災の影響等により前条各号の支援を必要とする児童生徒とする。

（開設日等）

第 5 条 ケアハウスの開設日及び開設時間は、毎週火曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、開設日及

び開設時間を変更することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する日は、休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 8月13日から8月16日までの日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(職員の配置等)

第6条 ケアハウスに第3条に掲げる業務を行う者として、次の各号に掲げる職員を配置する。

(1) 所長兼スーパーバイザー(以下「所長」という。)

(2) 心のケア相談員

(3) 適応指導支援員

(4) 学び指導員

2 所長は、ケアハウスの業務を統括し、必要に応じて心のケア相談員及び適応指導支援員並びに学び指導員(以下「相談員等」)を兼ねることができる。

3 所長の身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

4 所長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 相談員等は、所長の指示により、第3条各号に掲げる業務を行うものとする。

(通所申込手続等)

第7条 ケアハウスへの通所までの手続等は、次のとおりとする。

(1) ケアハウスへの通所を希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校長(以下「学校長」という。)に東松島市子どもの心のケアハウス通所申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

(2) 前号による申込書を受理した学校長は、ケアハウスへの通所に関する学校長の所見等を記した東松島市子どもの心のケアハウス通所申請書(様式第2号。以下「通所申請書」という。)に申込書の写しを添付し、教育長へ提出するものとする。

(3) 教育長は前号による通所申請書を学校長から受理した場合は、所長へ当該児童生徒及びその保護者並びに担任教諭等との面談の実施を指示するものとする。

(4) 所長は、前号の規定による面談結果を教育長へ報告するものとする。

(5) 教育長は、前号の規定による所長からの報告によりケアハウスへの通所の適否を判断し、その結果を東松島市子どもの心のケアハウス通所承認通知書(様式第3号。以下「通所承認通知書」という。)もしくは、東松島市子どもの心のケアハウス通所不承認通知書(様式第4号。以下「通所不承認通知書」という。)により学校長及び所長へ通知するものとする。

(6) 学校長は、前号の規定による通所承認通知書もしくは、通所不承認通知書を受理したときは、東松島市子どもの心のケアハウス通所適否決定通知書(様式第5号)により保護者へ通知するものとする。

(支援計画の策定)

第 8 条 所長は、前条第 5 号の規定によりケアハウスへの通所が適当と認められた児童生徒（以下、「通所児童生徒」という。）の支援計画を策定し、学校長及び教育長へ報告するものとする。

- 2 所長は、ケアハウスでの支援活動を通じた通所児童生徒の回復状況を把握し、定期的に学校長と面談してその状況を報告するとともに、回復状況に応じて、前号により策定した支援計画の見直しを行い、学校長及び教育長へ報告するものとする。

(通所児童生徒の取扱い)

第 9 条 通所児童生徒の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 所長は、教育長を経由して、学校長に対し、毎月はじめに前月分の通所児童生徒のケアハウスにおける教育活動を記した東松島市子どもの心のケアハウス通所証明書（様式第 5 号。以下「通所証明書」という。）を発行するものとする。
- (2) 前項に規定する通所証明書により、学校長が適当と認めた場合は、児童生徒指導要録上出席扱いとすることができるものとする。
- (3) 通所児童生徒が、ケアハウスに通所している中で怪我等の事故にあった場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 1 4 年法律第 1 6 2 号）の定めによるところによる。

(その他)

第 1 0 条 この訓令に定めるもののほか、ケアハウスの運営にあたって必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条第1号関係)

東松島市子どもの心のケアハウス通所申込書

年 月 日

学校長 様

保護者 住 所 東松島市

氏 名 印

(児童生徒との続柄:)

東松島市子どもの心のケアハウスに通所させたいので、この連絡票を提出いたします。

あわせて、通所申込みにあたり本連絡票の写しを東松島市教育委員会及び東松島市子どもの心のケアハウスへ提出すること、並びに通所が承認された場合は、以下の留意事項を遵守することに同意します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童生徒氏名			
学年及び学級名	年 組	性 別	男 ・ 女
住 所			
緊急連絡先	自宅 -	携帯 -	-
ケアハウスへの通所方法	該当するものに をつけてください。 徒歩 ・ 自転車 ・ 保護者が車で送迎 ・ その他 ()		

留 意 事 項	<p>東松島市子どもの心のケアハウスへの通所が承認された場合は、次の事項を遵守いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東松島市子どもの心のケアハウスを欠席・遅刻・早退するときは、事前にその旨を所長又は学び指導員等へ連絡すること。 2. 児童生徒が東松島市子どもの心のケアハウスにおいて安全かつ適切な支援が受けられるよう家庭においても必要な指導・助言を行うこと。 3. 学校生活への復帰及び適応に向けて、施設長及び在籍する学校の教職員と定期的に面談の機会を設けること。 4. 本申込書に記載した内容に変更があった場合は、早急に在籍校を通じて教育委員へ届け出ること。
---------	--

様式第2号（第7条第2号関係）

東松島市子どもの心のケアハウス通所申請書

年 月 日

東松島市教育委員会教育長 様

学校長

印

東松島市子どもの心のケアハウスへの通所について、下記児童生徒の保護者より入所希望の申出を受けたため、東松島市子どもの心のケアハウス通所連絡票の写しを添付し申請します。

記

フリガナ			
児童生徒氏名		生年月日	年 月 日
学年及び学級名	年 組	性 別	男 ・ 女
保護者氏名			
学校長所見	欠席の状況や学校として把握している不登校の要因及びケアハウス通所にかか所見について記入してください。		

その他特記事項	

様式第3号（第7条第5号関係）

東松島市子どもの心のケアハウス通所承認通知書

年 月 日

学校長 様
東松島市子どもの心のケアハウス所長 様

東松島市教育委員会

教育長 印

年 月 日付けで東松島市子どもの心のケアハウス通所申請書の提出を受けた
下記児童生徒については、通所が適当と判断いたしましたので、通知します。

つきましては、当該児童生徒が在籍する学校長とケアハウスの所長は、連絡調整を密に行い、当該児童生徒の学校生活への復帰及び適応に向けて必要な支援を講じますようお願い申し上げます。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童生徒氏名			
学年及び学級名	年 組	性別	男 ・ 女
保護者氏名			
特記事項			

--	--

様式第4号（第7条第5号関係）

東松島市子どもの心のケアハウス通所不承認通知書

年 月 日

学校長 様
東松島市子どもの心のケアハウス所長 様

東松島市教育委員会

教育長 印

年 月 日付けで東松島市子どもの心のケアハウス通所申請書の提出を受けた
下記児童生徒については、通所が不相当と判断いたしましたので、通知します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童生徒氏名			
学年及び学級名	年 組	性別	男 ・ 女
保護者氏名			
特記事項			

--	--

様式第5号（第7条第6号関係）

東松島市子どもの心のケアハウス通所適否決定通知書

年 月 日

様

学校長

印

年 月 日付けで通所申込書の提出を受けた下記児童生徒については、東松島市子どもの心のケアハウスへの通所が 適切 ・ 不適切 と判断したため通知します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童生徒氏名			
学年及び学級名	年 組	性別	男 ・ 女
特記事項			

(教育委員会確認欄)

教育長	教育次長	学校教育課長	指導主事

議案第7号

東松島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

東松島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、東松島市立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に就学する障害のある児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために東松島市（以下「市」という）が行う特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26条）第81条第2項の規定により設置された特別支援学級をいう。
- （2）保護者 児童又は生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人、未成年後見人もないときは、現に児童又は生徒の監護及び養育をしていると認められる者）をいう。
- （3）収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。
- （4）需要額 支給を受けようとする年度の前年12月末日現在の生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

（支給対象者）

第3条 就学奨励費を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、東松島

市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者のうち、収入額が必要額の2.5倍未満の世帯に属する者とする。

- (1) 市の設置する小中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (2) 市の設置する小中学校に在籍する児童又は生徒で、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就学奨励費の支給の対象としない。
- (1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者
 - (2) 東松島市児童生徒就学援助要綱による就学援助費が支給されている者
 - (3) 児童福祉施設等に入所若しくは入院し、就学に係る措置費や療育の給付を受けている者

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費の支給対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの・宿泊を伴わないもの)
- (4) 学用品・通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品費

(支給額)

第5条 前条に掲げる支給対象経費に係る支給額は、毎年度、国が定める特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)の国庫補助対象限度額に準じ、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(収入額・需要額調書の提出)

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、毎年度、国の定める特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(以下「調書」という。)を教育委員会が必要と認める書類を添えて、当該児童又は生徒の就学する小中学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定により調書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給の適否を学校長を経由して申請者に対し通知するものとする。

(支給方法)

第8条 前条の規定により支給が決定した申請者(以下「受給者」という。)に対する就学奨励費の支給は、原則として、受給者が指定した金融機関口座への口座振込により行う。ただし、教育委員会が口座振込による支給方法が不相当と認めた場合は、口座振込

による支給を停止し、学校長を通じて支給するものとする。

(異動等)

第9条 受給者は、その氏名、住所及び振込口座等に変更が生じた場合は、学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第10条 教育委員会は、年度途中において受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消し、就学奨励費の支給を停止するものとする。

(1) 転出したとき

(2) 支給の辞退を申し出たとき

(3) 生活保護法第13条の規定による教育扶助の受給者となったとき

(4) 東松島市児童生徒就学援助要綱による就学援助費の受給者となったとき

(5) 児童福祉施設等に入所若しくは入院し、就学に係る措置費や療育の給付の受給者となったとき

(6) 提出のあった調書に虚偽の記載等不正があったとき

2 教育委員会は、前項の規定に基づき就学奨励費の支給の決定を取り消した場合において、既に支給した就学奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(支給の期間)

第11条 就学奨励費の支給の期間は、教育委員会が別に定める。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

東松島市教育基本方針について

このことについて、別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工 藤 昌 明